

第十一号

徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中

荷役機 械	ガント						
	リーク レーン	—	一基	三十分	二六、〇〇〇	—	
	リーチ スタッ カー	—	一台	三十分	三、四〇〇	—	
	トッ プ リ フ タ	—	一台	三十分	二、六〇〇	—	

を

荷役機 械	ガント						
	リーク レーン	—	一基	三十分	二六、〇〇〇	—	
リーチ スタッ カー	—	一台	三十分	三、四〇〇	—		

カー							
----	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の三その二の注第一項中「第三条に規定する」の下に「準中型自動車、」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。ただし、別表第二の二の表の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に許可を受けている駐車場の使用に係る使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

提案理由

道路交通法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。